

地方公務員

公務災害防止

K o u m u S a i g a i B o u s h i

対策事例

裁断機を使っていたら…

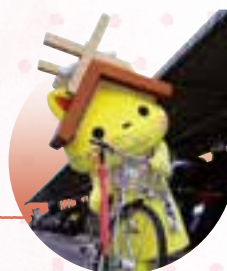


大きな荷物を持って
階段を下りていたら…



棚から
ファイルが落ちそう!

自転車のハンドルに
傘をひっかけたら…



回転椅子に上がって高いところの
ものを取ろうとしたら…



蜂に気づかず…



ストーブのホースに
引っかかったら…

注射器の針が
刺さった!



廊下で滑ったら…



準備体操をせずに
運動したら…



地方公務員災害補償基金 島根県支部

裁断機を使っていて指を切った

発生状況

◎印刷物の裁断作業中に、印刷物を取り上げようとしていたら、手に裁断機の刃があたった。

発生原因

◎刃の降下を防ぐ安全ロックが不十分なまま、作業を進めた。

再発防止対策

●安全ロックの実施とその確認を促すシールを裁断機本体の目立つ場所に取り付けた。



棚からファイルが落ちてきた

発生状況

◎書類を取り出すため書類棚を開けたところ、上の段から重たいファイルが落ちて、顔面を直撃した。

発生原因

◎重たいファイルが高い所に保管してあった。

再発防止対策

●重たいファイルを低い所に移動した。
●課内会議で所属職員に対し注意を促した。



回転椅子に上がって ものを取ろうとして 転落した

発生状況

◎キャスター付き椅子に乗り、重い箱を下ろそうとしたところ、バランスを崩し転落した。

発生原因

- ◎踏み台を使用しなかった。
- ◎キャスター付き椅子に乗って作業した。

再発防止対策

- 踏み台を使用する。
- キャスター付き椅子には乗らない。



ストーブのホースに 引っかかって転倒した

発生状況

◎書類を取るためプリンターに向かっていたところ、見えにくいところに、ストーブのホースがはみだしていたため、足を引っ掛けて転倒した。

発生原因

◎書類を取ることに意識が集中し、ストーブのホースがはみ出していたことに気づけなかった。

再発防止対策

- つまずきの原因となるようなコード類はなるべく外に出さない。
- それができない場合は、つまずかないよう固定・養生する。



廊下で滑って転倒した

発生状況

◎突然の大雨にあわてて、教室の窓を閉めるため、廊下を走っていたら、滑って転んだ。

発生原因

◎廊下が滑りやすくなっていることへの注意を怠った。

再発防止対策

- 廊下に濡れているところがあれば、すぐに拭くよう徹底する。
- 雨の日など床が滑りやすくなっている場合には、注意して移動するよう注意を促す。



階段から転落した

発生状況

◎大きな荷物を持って、急いで階段を下りていたところ、足が滑って体のバランスを崩し、転落した。

発生原因

◎早く用事を済ませようと気持ちが焦って、階段を下りることに意識を集中していなかった。

再発防止対策

- サンダルなど滑りやすく脱げやすい履物は避ける。
- 急ぐときにも、一段ずつ慎重に足元を確認しながら下りる。



自転車のハンドルに ひっかいた傘が 原因で転倒した

発生状況

◎自転車のハンドルに傘をひっかけて走り出したところ、傘が前輪に巻き込まれて転倒し、顔面を負傷した。

発生原因

◎ハンドルに傘をひっかけて走行した。

再発防止対策

●ハンドルに傘をひっかけるような危険な乗り方をしない。



蜂に刺された

発生状況

◎屋外の現場を調査中に蜂に刺された。

発生原因

◎現場が藪の中であったため、蜂を発見するのが遅れた。
◎足元が悪く思うように動けず逃げ遅れた。

再発防止対策

●屋外で作業するときには、危険な動物や昆虫がいることを想定して、服装や対策グッズの準備をする。



医療現場で注射器の針が刺さった

針は痛いにや!!



発生状況

◎針捨てボックスの片づけをしていたところ、その中の針が刺さった。

発生原因

- ◎針捨てボックスがいっぱいになっていた。
- ◎針先が上を向いた状態で捨ててあった。

再発防止対策

- 針捨てボックスはいっぱいになる前に処分する。
- 針捨てボックスに捨てるときは、針先を下に向けて捨てる。

体育の授業でケガをした

発生状況

◎体育の授業中に跳び箱の手本を示そうとしたとき、強く踏み切ったため足首を負傷した。

準備運動は大切だにや!!

発生原因

十分な準備体操等を行わなかった。

再発防止対策

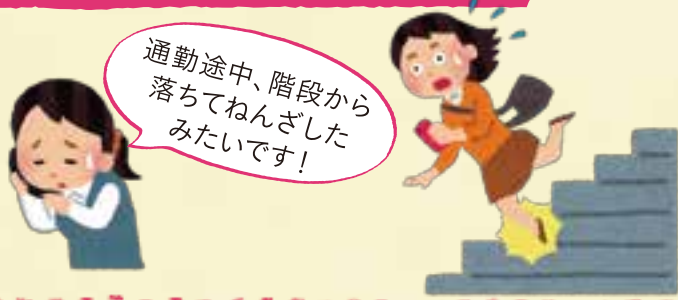
- 準備運動、ストレッチ体操を入念に実施する。



もし、災害が発生したら

1 すぐに連絡を

災害発生の状況を直ちに所属の上司、公務災害事務担当者に連絡し、指示を受けてください。



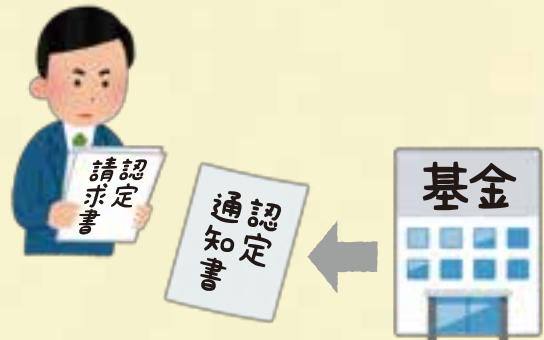
2 医療機関で受診を

できるだけ被災したその日のうちに医療機関を受診してください。その際、被災状況及び公務中(通勤時)の災害であることを告げて、療養費の請求を待ってまいります。
※原則として、健康保険組合員証は使用できません。



3 認定請求の手続きを

医療機関での受診後、速やかに、「公務(通勤)災害認定請求書」に必要な資料を添付のうえ、所属を經由して基金に提出してください。基金ではこれを受けて、その災害が公務上か公務外か、通勤災害に該当か非該当かを認定し、「認定通知書」にてその結果を通知します。



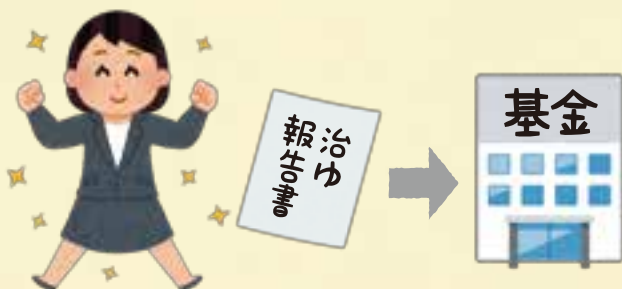
4 認定されたら

公務(通勤)災害と認定されたら、その旨を医療機関に申し出てください。治療費は基金にて内容を審査した結果、必要な補償を受けることができます。手続については、所属の公務災害事務担当者又は直接基金(☎0852-22-5026)に相談してください。



5 傷病が治ったら

傷病が治ゆしたら速やかに「治ゆ報告書」を基金に提出してください。
※治ゆには、傷病が完全に治ゆした場合のほか、これ以上、医療効果が期待できなくなったもの(症状固定)も含まれます。



地方公務員災害補償基金 島根県支部

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部人事課内
TEL.0852-22-5026 FAX.0852-22-5024



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島観連許諾第3440号